

一般社団法人網走青年会議所運営規定

第1章 総 則

第1条 定款に基づき運営の円滑と総意の結果を容易ならしめるため本規定を定める。

第2章 会 議

第2条 1. 青年会議所運動の推進を図るため、各事業活動及び青年会議所活動の総合調整、検討、反省等を行う目的をもって例会を行う。例会は原則として2月から11月迄の毎月2日19時より、21時迄開催される。
2. その他、理事会で承認されたものについて例会を行う。
3. 正会員は、総会・例会・推進室及び事業に出席する義務を有する。
4. 理事長が認めたJC公務及び2親等以内の冠婚葬祭は予め届出る事により前項の義務を免除する。
5. その他止むを得ない事由により理事会の承認を得たときは前項に準ずることができる。

第3条 例会推進室及び事業行事の出席補正について次の通り定める。
(1) 他JCの例会に出席した場合は1回とする。但し前後2ヵ月に限る。
(2) 日本JC全国大会、地区大会、地区協会議、ブロック会議、エリア会議、セミナー（JC主催）、他JCの記念式典に出席した場合は1回とする。
(3) 行事、室会議出席2回をもって1回とする。
(4) その他、理事長が必要と認めたとき。

第4条 1. 総会・例会及び事業に欠席、その他について次の通り定める。止むを得ない理由により出席できない場合は例会開始1時間前までに、事務局又は専務理事に届出なければならない。又、例会の拘束時間は原則として19時より21時迄とする。但し、例会幹事の拘束時間は18時30分より21時迄とする。
2. 正会員の慶事については、JCボックスを設置し自発的に拠金するものとする。第1項、第2項の運営管理は専務理事が行う。

第5条 例会には例会幹事を置く。例会幹事は次の職務を行う。
(1) 例会場の設営
(2) 例会の司会及び進行
(3) 例会の記録

(4)その他、例会の運営に必要な事項但し、例会出欠の確認は専務理事が行う。

第3章 役員

第6条 役員の選任は別に定める規則による。

第7条 役員の任務は、定款第24条第1項から第4項、第25条第1項から第2項の定めによる。

第4章 推進室

第8条 本会議所は、専門事項を調査審議及び実施するため次の推進室を置く。

- (1) 総務室
- (2) 地域開発室
- (3) 人間力開発室
- (4) 拡大室
- (5) 企画特別室
- (6) その他理事会が必要と認めた推進室

第9条 推進室は、正会員により組織する。正会員は、全ていずれかの推進室に所属しなければならない。委員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。但し、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事はその限りではない。

第10条 推進室は、原則として毎月1回以上開催し、事業の実施推進を図らなければならない。

第11条 推進室

- (1) 総務室
 - イ. 情報発信の実施に関する事項
 - ロ. 諸会議の設営に関する事項
 - ハ. 会員間の情報ツールの作成・管理に関する事項
 - ニ. 画像・映像などの記録・管理に関する事項
 - ホ. 北方領土問題への当事者意識醸成の事業に関する事項
 - ヘ. その他理事会が必要と認めた事項
- (2) 地域開発室
 - イ. 地域課題に関する調査・研究に関する事項
 - ロ. 地域課題解決に向けた事業に関する事項
 - ハ. 心豊かな青少年を育む事業に関する事項
 - ニ. その他理事会が必要と認めた事項
- (3) 人間力開発室
 - イ. 新入会員に対する育成事業に関する事項

- ロ. 会員に対する人間力開発事業に関する事項
- ハ. その他理事会が必要と認めた事項
- (4) 拡大室
 - イ. 会員拡大に関する調査・研究に関する事項
 - ロ. 会員拡大事業に関する事項
 - ハ. 会員間での拡大状況における情報共有に関する事項
 - ニ. その他理事会が必要と認めた事項
- (5) 企画特別室
 - イ. 第14期LOM中期ビジョンの検証に関する事項
 - ロ. 第15期LOM中期ビジョンの策定に関する事項
 - ハ. その他理事会が必要と認めた事項
- (6) その他理事会が必要と認めた推進室

第12条 推進室で調査審議した事項は、理事会に報告し承認を得なければならない。

第5章 褒 賞

第13条 1. 本会議所は、青年会議所運動の成果を高めるため褒賞を行う。

(1) 優秀会員賞

例会への出席90%以上の会員で、補正を含め100%以上のものを対象とする。例会出席の補正は出来ないが、褒賞に関しては補正とみなす。ただし、補正事業は理事長が決定する。

(2) 理事長賞

青年会議所運動において、特に顕著な功績のあった会員・委員会等を対象にして行う。

2. 前項第1号・第2号の対象者から、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・監事を除く。
3. 審査は理事長・副理事長及び専務理事で行い、理事会の承認を経て決定する。
4. 褒賞は原則として12月に行う。

第6章 慶 弔

第14条 慶弔に関する事項は次の通り定める。

本会議所会員に関する慶弔は時次の金品を贈る。

- (1) 結 婚 会員の結婚（記念品）5,000円以内
配偶者を例会に招待し記念品を贈り祝福する。

(2) 死亡会員 30,000円

会員の1親等以内 10,000円

OB会員 10,000円

OB会員配偶者 5,000円

外に新聞広告及び花輪を贈ることができる。

(3) 見舞金 会員の災害及び病気の見舞金は、状況により理事長必要と認めたときは見舞金を贈ることができる。

(4) その他の慶弔については、理事長が決めるものとする。

第7章 管理保存

期間	保存記録名	摘要
永久	定款、諸規定 創立関係書類、認承証、社団取得書類 総会資料及び議事録、理事会資料及び議事録 登記及び役員登記、各種契約書 財務諸表（予算・決算） 理事長選挙に関する資料 会員大会開催記録及び周年記録 歴代理事長経歴書、会員名簿 OB会員名簿 受賞賞状、感謝状、褒賞資料	要覧 プロジェクトチーム 報告書を含む。 事業計画事業報告書
10年	会計帳簿	
7年	会計に関する報告書及び書類	
5年	室、委員会資料及び報告書、各種写真、録音テープ	
1年	発信・受信文書 諮会議日程（例会委員会理事会） 総会の案内 日本JC・地区協関係書類 各種事業のパンフレット及び案内	

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。